

中間前金払制度に関するQ & A

平成22年4月

Q1 中間前金払とはどのようなものですか？

A1 請負金額が100万円を超える建設工事において、請負金額の10分の4以内の前金払の請求ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A2 中間前金払の対象工事は、当初契約の請負金額が1,000万円以上の建設工事ですが、当初の前払金を受領していることが必要となります。

Q3 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A3 請負金額が1件1,000万円以上の工事について、前払金の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工期の2分の1までに実施すべき作業が行われていること。
- (3) 既に行われている作業の経費が請負金額の2分の1以上であること。

Q4 工事の出来高が予定を下回っていますが、中間前払金の請求はできますか？

A4 A3の支払条件を満たしていれば、請求できます。

Q5 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A5 「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を提出する必要があります。工事履行報告書には、工事出来高報告書等の経費が2分の1以上と分かる任意の資料を添付していただきます。

中間前金払制度では検査はありませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。

Q6 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度ですか？

A6 中間前金払認定請求の提出があつてから原則7日以内に判断し、認定したときは中間前金払認定調書により通知します。

その後、保証事業会社の発行する「中間前払金保証書」を添付の上、中間前払金の請求書を提出しますと、その日から14日以内に支払いすることになっています。

Q7 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A7 中間前払金の割合は請負金額の10分の2以内であり、かつ当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできません。

(1) 増額変更の場合

「変更後の請負代金×60%－受領済みの前払金＞変更後の請負金額×20%」
なので、「変更後の請負金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 請負金額が1,000万円、増額変更200万円、前払金400万円

12,000,000円×60%－4,000,000円＞12,000,000円×20%

(3,200,000円＞2,400,000円)

→ **中間前払金請求可能額：2,400,000円**

(2) 減額変更の場合

「変更後の請負代金×60%－受領済みの前払金＜変更後の請負金額×20%」
なので、「変更後の請負金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額
となります。

(例) 請負金額が1,000万円、減額変更200万円、前払金400万円

8,000,000円×60%－4,000,000円＜8,000,000円×20%

(800,000円＜1,600,000円)

→ **中間前払金請求可能額：800,000円**

Q8 当初契約時に1,000万円未満の工事が変更契約により1,000万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A8 当初契約時に1,000万円未満の工事は中間前金払の対象としません。逆に、当初契約時に1,000万円以上の工事が減額変更により1,000万円未満となった場合は、中間前金払の対象とします。

Q9 契約変更により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A9 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q10 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A10 中間前金払と部分払は選択性になりますので、部分払を選択した工事は中間前払金を請求できません。